

令和7年度 倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助制度 (ZEH)

倉敷市では、地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の実現を目指すことを目的として、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下、「ZEH^{ゼッチ}」という。）の評価を受けた住宅を建築、又は購入される方等を対象に、予算の範囲において補助金を交付します。

受付期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火） 8：30～17：00

※「ZEH住宅の引き渡しを受けた日」から90日以内に書類を揃えて補助金交付申請をしてください（必着）。また、必ず補助申請するZEH住宅に住民票を異動後、申請してください。

※補助予定件数は、40件です

※受付期間内であっても先着順で予算枠がなくなり次第受付を終了します。

昨年度からの主な変更点

✓ 申請基準日が変更になりました

対象システム

以下の要件を満たすZEHを構成するシステム（以下「システム」という。）であることが条件となります。

（１）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物省エネルギー性能表示（BELS）において、ZEH（Nearly ZEH、ZEH Orientedを除く）の評価を受けていること。

（２）システムに含まれる設備のうち、次に示す全ての設備が未使用品であること。

①提出書類「一次エネルギー消費量計算結果」にて評価対象とされる設備※

②太陽光発電システム

③断熱性能を満たすために必要な断熱材など

※一次エネルギー消費量計算結果にて、設備の性能値が入力されている設備が「評価対象とされる設備」であり、「設置しない」又は「入力しない」で計算されている設備は、評価対象外とします。

補助対象者

以下の（１）～（３）の要件を満たしている方

（１）自ら居住する本市内の戸建住宅（兼戸建住宅を含む）に、自ら所有するシステムを設置する方

（２）市税の滞納がない方

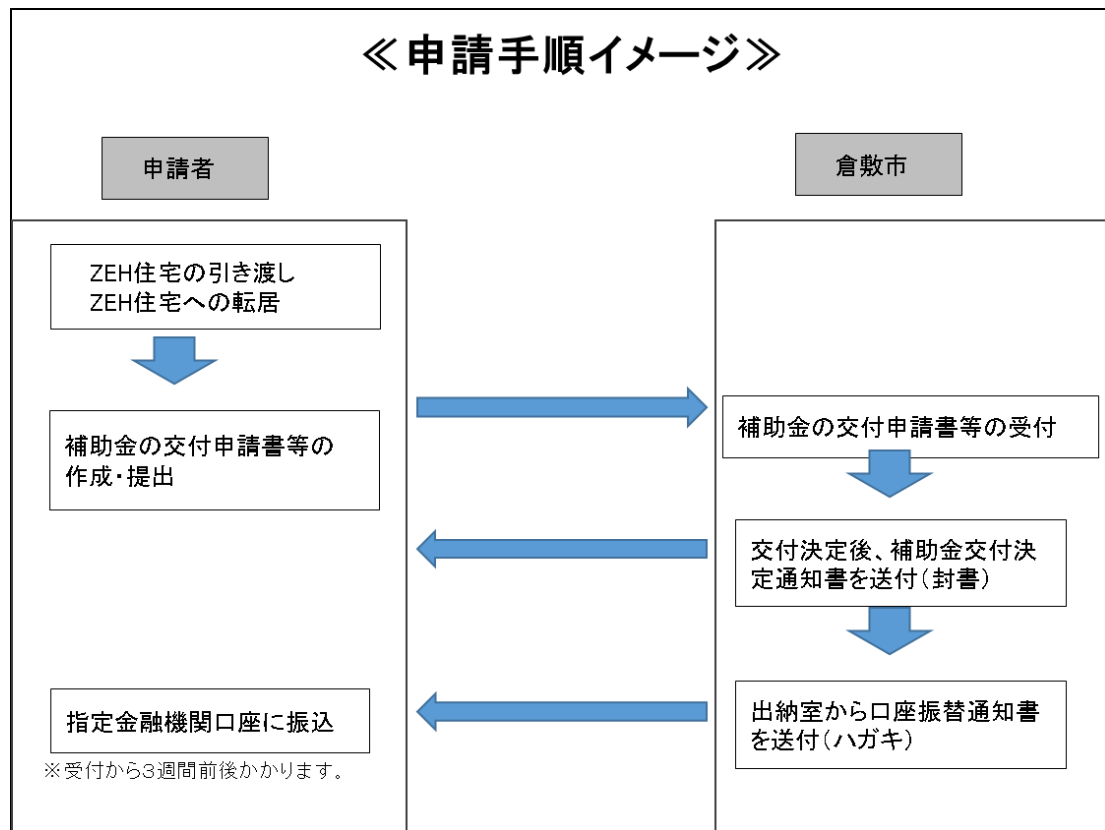
（３）システムを設置する住宅に、本市から補助金の交付を受けて対象システムを設置したことが過去にない方

※「倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金」の「定置型リチウムイオン蓄電池システム」を除く、他の対象システム（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池システム、おひさまエコキュートシステム）との併用はできません。また、「倉敷市自家消費型太陽光発電システム」との併用はできません。

補助金の額

20万円

申請手続きの流れ



提出書類 ※必ず令和7年度の様式で申請してください



交付申請書・請求書等の様式は、以下のURLからダウンロードできます。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015595.html>

- ☐ 倉敷市創エネ・脱炭素住宅促進補助金交付申請書（市の様式）
- ☐ 位置図（住宅地図の写し等）
- ☐ BELS評価書の写し

※BELS 評価書内に再エネ設備の容量が明記されていること。

※ZEHの評価を受けていること。（Nearly ZEH、ZEH Orientedは対象外）

- ☐ BELS審査時に提出したエネルギー計算書の写し（一次エネルギー消費量計算結果）
- ☐ 着事前及び工事完了後のカラー写真（「交付申請用写真」（市の様式））

※着事前・・・更地又は基礎完了後の全景（新築等の場合）

※工事完了後・・・完成後の建物全景、空調・換気・給湯・太陽光発電システムの完成写真（全景及び銘版）

（空調・換気・給湯設備の内、「一次エネルギー消費量計算結果」にて評価対象とされていない設備の写真は不要）

☐ **引渡証明書（市の様式）**

☐ **契約書の写し**

※ZEH システム建築場所の住所、契約金額、住宅販売業者の名称・代表者名・所在地及び発注者の氏名・住所が明記され、住宅販売業者及び発注者の押印がある部分の写し。

☐ **費用内訳書（市の様式）**

☐ **市税納税証明書（「ZEH住宅の引き渡しを受けた日」以降に取得したもの）**

※「税証明書交付申請書」（市の様式）を証明書交付窓口に提出して取得したもの。（市県民税（所得・課税）証明書とは異なります）

☐ **住民票（「ZEH住宅の引き渡しを受けた日」以降に取得したもの）**

※住民票の提出は必須です。

☐ **請求書（市の様式）**

◆太陽光発電システムをリース又はP P Aで導入する場合の追加書類

☐ **契約書の写し**

太陽光発電システムの導入費用、導入事業者の名称・代表者名・所在地及び発注者の氏名・住所が明記され、導入事業者及び発注者の押印がある部分の写し。

☐ **所有権移転に係る誓約・同意書（参考 市の様式）**

（システムの引き渡しから6年以内に、リース又はP P Aの契約先に所有権を移転する契約を締結した場合）

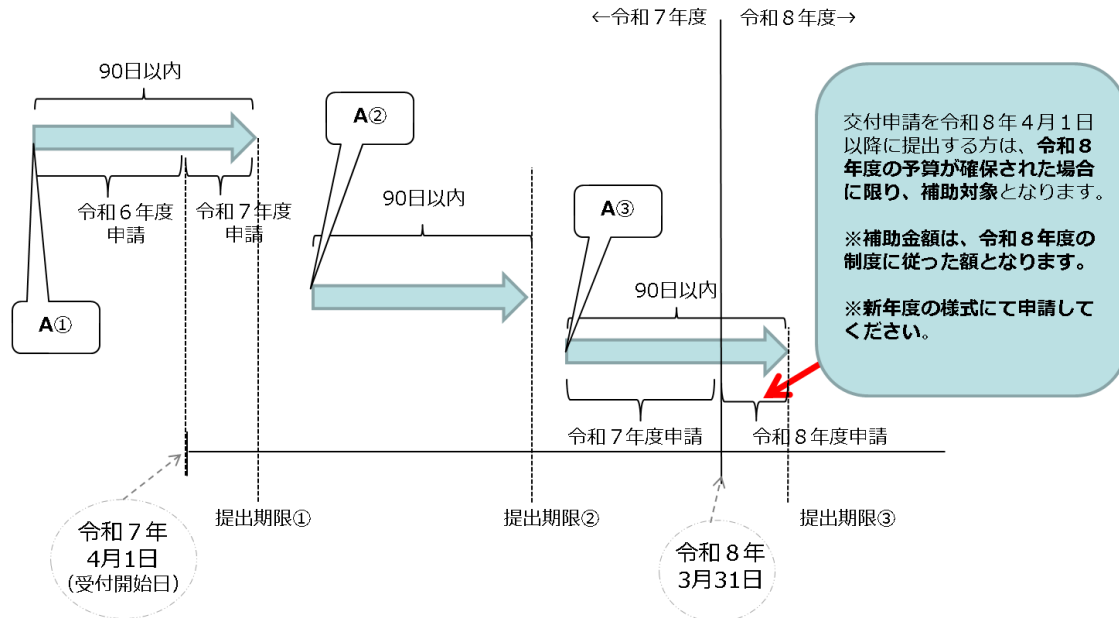
留意事項

- （1）書類の不備等があると、受理できません。「添付書類等チェックシート」にて、ご確認ください。
- （2）補助金交付の申請は先着順（郵送分より窓口受付分を優先）です。予定件数に達し次第、受付を終了します。（受付状況については、地球温暖化対策室のHPで公表します。）
- （3）補助金の金額は申請時点の定めに従って決定されます。
- （4）補助対象者以外が手続を行う場合は、補助金交付申請書に申請代行者名を記入してください。
- （5）別荘などの住民票の現住所でない建物は対象外です。
- （6）引き渡しから6年以内に、システムの使用をやめる場合等は、財産処分等承認申請書を提出し、市長の承認を受ける必要があります。

◆申請期限（イメージ図）

年度をまたぐ補助手続

交付申請書の提出は、「ZEH住宅の引き渡しを受けた日」から90日以内 ⇒※この日を「A」とする



申請書類の提出方法

下記の窓口へ直接持参、郵送または電子申請（HP内にリンク有）で提出してください。

※直接持参された場合、一度書類をお預かりして確認させていただきますのでご了承ください。

受付窓口・問合せ先：〒710-8565 倉敷市西中新田640

倉敷市 環境政策課 地球温暖化対策室（市役所2階）

TEL 086-426-3394 Fax 086-426-6050

メール eptc-ontai@city.kurashiki.okayama.jp

HP <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/kankyo/1011736/1003554/1015589/1015595.html>

